

はじめに

このたび、生物多様性基本法が定める生物多様性地域戦略として、武蔵野市生物多様性基本方針を策定しました。本方針は、私たちが生物多様性の恵みを持続的に受け続けるために、第五期長期計画・調整計画及び第四期環境基本計画に基づき、生物多様性に関する施策の大きな方向性を示したものです。

本市は昭和 46 (1971) 年の第一期長期計画から「緑のネットワーク計画」を掲げ、活発な市民活動に支えられながら自然環境の保全と創出に取り組んでまいりました。その成果として、公園や上水、街路樹、住宅の庭木等、人間との関わりの中で育まれた自然環境が充実し、これらによる生態系ネットワークが形づくられています。

一方で、開発等により本市の民有地の緑は減少傾向にあり、平成 28 年度に 6 年ぶりに調査した緑被率は、前回比 1.0 ポイント減の 24.3%でした。また、ミシシippアカミミガメやハクビシン等、侵略的な外来種や害獣・害虫の問題もあります。さらに、ヒートアイランド現象や地球温暖化等により東京都の気温はこの 100 年間で 3.1℃上昇しており、このことが生きものに与える影響も懸念されます。

このような中で、古くからの関東の地域名である「武蔵野」を市名に冠した本市は、伝統的な意味においては武蔵野地域一帯の昔ながらの生物多様性を追求し、現代的意味においては都市型の生物多様性を追求する責務があると考えます。本方針では目標として、「人間と自然が調和する武蔵野市らしい生物多様性を守り、育てるまち」、「武蔵野市の生物多様性の多面性を理解し、発信するまち」、「生物多様性について多様な主体が自発的に行動し、積極的に連携するまち」の 3 つを掲げました。今後はこの目標に基づき、生物多様性に関する施策をより一層推進してまいります。

結びに、本方針の策定に携わってくださった第九期環境市民会議の委員の皆様、市民・関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。

平成 29 年 4 月 武蔵野市長

邑上守正

